

全国町村会長新年挨拶



持続可能な地域社会の創造をめざして

全国町村会長 荒木 泰臣

明けましておめでとございます。
全国の町村長はじめ関係各位におかれましては、
つつがなく新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年の全国町村長大会では、全国の町村長が3年
ぶりに一堂に会すことができました。この全国92
6の町村が一致結束して採択した決議等に則り、本
会の活動を強力に展開してまいります。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症が感染
の波を繰り返し、深刻な国際情勢に伴う経済の低迷、
物価高騰などが国民生活と経済活動に甚大な影響を
及ぼし、さらには7月から9月に発生した記録的な
豪雨や大型台風などによる自然災害により、全国各
地で甚大な被害が発生しました。

こうした難局を乗り越え、地域の安全を守ること
は、私たち町村長の使命であります。地域防災力の
一層の充実強化と地域経済の再生を図るため、引き
続き全国的な防災・減災対策強化のための財政支援
措置と、総合経済対策や新年度予算による力強い支
援を国に求めてまいります。

また、私たち町村は、食料・エネルギーの供給、
水源の涵養、自然環境の保全等、国民生活に欠くこ

とできない役割を担っており、この日本人の「心
のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いで
いくことは我々の責務であります。

しかしながら、東京一極集中が続くなかで、町村は、
急速な人口減少・少子高齢化、農林水産業の担い手
不足など地域課題が顕在化しており、また、総じて
税源に乏しく、厳しい財政運営を強いられています。

さらに、国際情勢の悪化等を踏まえた食料安全保
障の確立に向けて、農林水産業の生産力強化など、
農山漁村の将来を見据えた対策の抜本的強化が不可
欠です。

加えて、新たな政策課題である、デジタル・トラ
ンスフォーメーションや脱炭素化について、時代の
潮流を踏まえた対応を進めていくためには、何より
も財政基盤の強化が不可欠です。とりわけ、地方交
付税総額をはじめとする一般財源総額の確保が重要
であることから、「国と地方の協議の場」などで強
く要請してまいります。

その結果、令和5年度地方財政対策では、前年度
を上回る地方交付税18・4兆円を含む一般財源総額
が確保され、社会保障関係費、地域のデジタル化や
脱炭素化等の推進等の地方財源が措置されることも
に、臨時財政対策債も大幅に縮減されました。

税制改正では、昨年末の大綱において、固定資産
税について、令和5年度は、既定の負担調整措置が
実施されること、車体課税について環境性能割の税
率区分が段階的に引き上げられることなどが決定し
ました。今後とも地域の自立性・自主性の向上
のため、地方税の充実確保と併せ、税源の偏在性が
小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めてま
いります。

本年も、国と地方は総力を挙げて、感染症対策を
はじめ、災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京
一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づく
りに推進することで、感染症や大規模災害にも柔軟
に対応できる「持続可能な地域社会」を追求してい
く必要があります。

926町村の皆さまとの連携を一層強固にし、直
面する困難な諸課題に積極果敢に挑戦し、豊かな住
民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決
意です。

町村が地域特性や資源を活かした施策を展開し、
持続可能な活力のある地域を創造しつるよう、さま
ざまな活動を強力に展開してまいります。

結びに、皆さま方のご健勝とご多幸をお祈りし、
年頭の挨拶といたします。

総務大臣年頭所感



デジタル変革の対応等により、 活力ある地域社会を実現

総務大臣 松本 剛明

はじめに

明けましておめでとございませう。昨年11月に総務大臣を拝命しました、松本剛明です。着任以来、総務省は、国の根幹を支え、そして国民生活の基盤となる地方行政、選挙、消防、情報通信、放送、郵便、行政評価、統計など重要な行政分野を幅広く所管する省、たと改めて認識しています。総務大臣として、緊張感をもって全力で職務に取り組む、国民の皆様へ届くような政策が実現できるように努めてまいります。

デジタル変革への対応

まず、岸田内閣の最重要施策である「デジタル田園都市国家構想」について、地方行政や情報通信を所管する総務省として、その実現に向けて全力で取り組めます。

「デジタル田園都市国家構想」を実現するためには、地方におけるデジタル基盤の整備や、自治体DXが必要です。

このため、5Gネットワークの都市・地方での一体的整備や、地方における光ファイバの整備及び維持、データセンターの地方分散や、光海底ケーブルの整備などを進めてまいります。

また、自治体DXを推進するため、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成を支援するとともに、令和7年度までの情報システムの標準準拠システムへの円滑な移行「マイナンバーカードの利活用、行政手続のオンライン化の推進、地域社会のデジタル化等」に取り組んでいるところであり、関係省庁と連携し、自治体の取組への支援を引き続き行います。

特に、各自治体において、これらのDXの取組を推進するための、デジタル人材の確保・育成を着実に進めることが急務であることから、都道府県等において、市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費や、地方公共団体におけるDXの取組の中核を担う職員の育成に要する経費等について、地方財政措置を創設しました。また、関係機関の研修の充実など総務省による取組を強化します。あわせて、デジタル化による消防・防災の高度化を推進します。

マイナンバーカードの普及促進は、重要な政策テーマの一つです。累計の申請件数は、顔写真付の本人確認書類として最も普及している運転免許証の保有者数を超えたところです。引き続き、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡らせるという政府目標を踏まえ、申請促進に全力で取り組んでまいります。

具体的には、マイナポイントの対象となるカードの申請期限を2月末までに延長したことあわせ、自治体における交付体制の確保や郵便局を活用した申請サポート、自治体マイナポイントの全国展開などの利便性向上に係る施策等に取り組んでまいります。

さらに、郵便局のネットワークを活かし、住民の利便性向上を図るとともに、更なるマイナンバーカードの普及につなげるため、今後、郵便局において、郵便局と市町村をオンラインでつなぐこと等により、市町村による本人確認を行うことができるようにする制度改正の検討などに取り組んでまいります。

マイナンバーカードの普及促進のみならず、年齢、障害の有無、居住地等にかかわらず、安心安全にデジタルを活用し、豊かな人生を送ることができる社会を実現するための取組を推進します。オンライン

による行政手続等に関して、高齢者等に対する支援を行うとともに、障害者の情報バリアフリーの促進等を行います。また、テレワークの導入率が低い地方部などを中心に、その一層の普及定着に取り組めます。

加えて、次世代の情報通信インフラである「Beyond5G」について、法改正により恒久化された情報通信研究機構（NICT）の基金も活用して、研究開発や社会実装の加速化、知的財産権の取得や国際標準化を含む総合的な技術戦略を推進することにも、量子通信、AI、宇宙などの重要な最先端技術の研究開発を推進します。

活力ある地域づくりとグリーン化の推進

地方においては、人口減少や少子高齢化などの様々な課題に直面し、その解決が求められています。そのような中、我々の使命は地方を元気にすることであると認識し、活力ある地域社会の実現に取り組めます。

これまで取り組んできたローカル10、000プロジェクトも含め、新年度から創設予定の「ローカルスタートアップ支援制度」により、地域でのスタートアップを推進します。

また、地域おこし協力隊の隊員数を令和8年度までに1万人へ拡充することを目標に、新年度から「地域おこし協力隊 受入サポートプラン」で支援の充実を図り、地方への人の流れの創出・拡大に取り組んでまいります。

あわせて、都市部の企業人材に地域活性化に取り組んでいただく「地域活性化起業人」の推進や、移住の相談窓口である「移住・交流情報ガーデン」の



総務大臣年頭所感



活用促進とともに、地域運営組織の多機能化等に關する取組を推進します。

さらに、地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度地方財政計画において、新たに「脱炭素化推進事業費」を1,000億円計上するほか、エネルギーの地産地消を進める「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の展開等により、地域脱炭素の取組を推進します。また、「過疎法」に基づき、過疎地域の持続的発展に向けた取組を支援します。

防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心な暮らしの実現

防災・減災、国土強靱化等の推進による、安全・安心な暮らしの実現に取り組みます。

まず、岸田内閣における「閣僚全員が復興大臣」との強い思いの下、就任して最初の視察先として福島県を訪れ、復旧・復興に向けた取組と現場の声を聴いてまいりました。東日本大震災からの復旧・復興に、全力で取り組みます。

近年の災害の多様化・激甚化・頻発化や、今後発生が懸念される巨大地震を踏まえ、防災・減災・国土強靱化を進めているところですが、現場の最前線で国民の生命・財産を守る消防の果たす役割は益々増大しています。

そのため、緊急消防援助隊や常備消防の充実強化、地方公共団体の災害対応能力の強化に取り組むとともに、消防団を中核とした地域防災力の向上を図ります。特に、団員数が大きく減少している消防団については、団員確保に全力を挙げます。

あわせて、被災団体の応援ニーズに応えるため、必要な消防部隊や応援職員を円滑に派遣できるよう、取り組みます。

また、都道府県等が技術職員を確保し、技術職員が不足する市町村の支援・災害時の中長期派遣を行う体制の更なる強化を図ります。

さらに、被災団体の財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税や地方債による地方財政措置を講じ、被災地の復旧・復興に向け、適切に対応します。

加えて、災害時の通信手段の確保・強靱化や、通信基盤の早期復旧に向けた官民の連携・協力体制の整備等に引き続き取り組むとともに、ケーブルテレビ

の光化による放送ネットワークの耐災害性強化等を通じて、災害時にも情報を確実に届けられる環境の整備に取り組みます。

さらに、Jアラートの的確な運用を行うための取組や、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施により、国民保護体制の整備に万全を期してまいります。

また、本年5月のG7広島サミットや関係大臣会合の円滑な開催に向け、政府を挙げ取り組む中で、総務省としては、地元消防本部などとしつかり連携し、万全な消防・救急体制を構築してまいります。

持続可能な地域社会の実現等を支える地方行政基盤の確保

活力ある地域社会の実現等を支える地方行政基盤を確保します。

現在、地方制度調査会において、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体の関係の在り方や地方議会の在り方等が審議されています。昨年末には、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が決定されたところであり、答申の趣旨の実現に向け、取り組んでまいります。

さらに、人口構造等の変化やリスクに対応し、持続可能な形で行政サービスを提供するため、地方公共団体間の多様な広域連携を進めます。

令和5年度の地方財政対策においては、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進、地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応など様々な課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、交付団体ベースで、前年度を0・2兆円上回る62・2兆円を確保するとともに、地方交付税総額についても、前年度を0・3兆円上回る18・4兆円を確保できました。

あわせて、臨時財政対策債の発行額を前年度から0・8兆円抑制した1・0兆円とし、その残高を2・9兆円縮減するなど、財源確保と財政健全化とのバランスの取れた内容とすることができたと考えています。

主な歳出項目については、「地域デジタル社会推進費」2,000億円について、事業期間を令和7年度まで延長するとともに、令和5年度及び令和6

年度は、マイナンバーカード活用特別分として、500億円増額することとしました。

また、新たに「脱炭素化推進事業費」を1,000億円計上するほか、学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費を700億円増額することとしました。

各地方公共団体におかれては、今回の対策を踏まえ、地域の課題にしっかりと取り組んでいただくことを期待しています。

令和5年度税制改正においては、自動車税等の環境性能割の見直しについて、半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年末まで据え置くこととした一方、今後3年間の措置として、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていくため、税率区分を段階的に引き上げるなどの措置を講じることとしました。

引き続き、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかりと確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組みます。

また、地方自治体における効果的・効率的な行政サービスの提供を確保するため、定年引上げの円滑な実施や、会計年度任用職員制度の適正な運用等が図られるよう、引き続き取り組めます。

さらに、男性職員の育児休業等の取得を始め、地方公務員の女性活躍や働き方改革に取り組んでいます。女性の活躍推進は、例えば、消防分野においても重要であることから、女性の消防職員及び団員の更なる増員対策に取り組んでまいります。

感染症への対応についても、新型コロナウイルス感染症対策本部で決定した「Withコロナ」に向けた政策の考え方に基づき、オミクロン株対応ワクチン接種の円滑な実施等に向け、私を本部長とする地方連携推進本部の下、全ての都道府県、政令市との連絡体制も活用しながら、丁寧に現場の声を聞くことにより、地方公共団体との連携を推進してまいります。

むすび

皆様の本年のご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

論 説



視 点

温泉をまちづくりに活かす

温泉まちづくりのススメ

國學院大學観光まちづくり学部教授 梅川 智也

はじめに

地域の経済・雇用を支える観光立国への復興は、国の成長戦略の1つである。単にインバウンドなどの数を追う量の回復だけでなく、コロナ後の新たな観光・観光地の高質化、付加価値化に向けた質の転換、つまり「創造的復興 (Build back better)」を目指すことに意義がある。それは関係人口の創出・拡大による社会課題の解決にも繋がっていくことであろう。

本稿では、全国の市町村の約8割、町村の半数以上に賦存する身近な地域資源である「温泉」に着目。世界的にみてもこれだけ多種多様な温泉資源を有する国は希有であり、改めてそのグローバルな価値を再認識し、そしてさら「まちづくり」に活かしてこくことにより、「コロナ後の「創造的復興」に結びつけていく方策」について論考したい。

1. 温泉大国・日本を概観する

世界に温泉大国といわれる国は数多い。欧州のドイツ、フランス、イタリアをはじめハンガリーやチェコ、そしてアイスランドなどや、アジアでは韓国、台湾など、オセアニアではニュージーランドなどが有名である。あまり知られていないが、アメリカ西部にも多くの温泉がみられる。

日本は別府や熱海、伊東など欧州のような温泉都市は数少ないものの、温泉街といわれるまちや集落は比較的地地するのが特徴である。秘湯といわれるような人里から遠く離れた温泉地にも人々が訪れ、地域の活性化に寄与していることは周知のとおりである。

日本人の旅の歴史を紐解くと、江戸時代の旅は、関所（出入国審査）と手形（パスポート）が大きな障壁となっていた自由な旅は難しかったわけだが、例

外扱いだったのがお伊勢参りや大山詣でなどの社寺参詣と農閑期や病氣療養のための温泉湯治であった。農民はみな鍋釜持参で湯治に出掛け、疲れた身体を癒やし、日頃のストレスを発散していたのである。

戦後の高度成長期、日本人の旅行は団体旅行が隆盛となり、温泉旅館はこぞって大規模化を指向した。しかしながら、90年代初頭のバブル経済崩壊後は、急速な個人旅行への志向変化によって団体旅行が激減、多くの大規模旅館は経営破綻し、宿泊施設の形態は大きく変化した。

一方、日本人の旅行志向で不動の第1位は「温泉旅行」である。これはいつの時代でも老若男女を問わずである。このように温泉に対する根強いニーズがありながら、実は温泉地は30年間ほど急速に宿泊客を減らし、インバーションできない既存観光地の代表としてみられてきた。しかしながら、未だに廃墟と化したホテルや旅館

が建ち並ぶ温泉地がみられる一方で、近年、若年層に訴求し、元気を取り戻しつつある温泉地も増えてきた。

ここ数年はコロナ禍で訪日外国人は少なかったが、彼らの温泉志向にも根強いものがある。世界中に「温泉」は賦存するが、男女別々に、水着をつけず、岩や檜など工夫を凝らした独特な風呂（浴槽）で、比較的高温の温泉に首までゆったりと浸る入浴スタイル、しかも多種多様な泉質が楽しめるという日本の温泉・温泉文化（Onsen）は、これから日本の宝として世界的に認識、評価されることであろう。

毎日のように柔らかな新雪（ジャパウ）が積もる地域は世界広しといえども極めて珍しいということを、ニセコや白馬などヘスキーに来ていたオーストラリア人が我々日本人に教えてくれたように、新しい価値発見者であるインバウンドによって日本の「Onsen」が世界的に評価されることも夢ではない。かつて草津温泉の泉質の良さがドイツ人医師・ベルツ博士によって世界に紹介されたように。

2. 全国の温泉地の状況をみる

(1) 温泉所在地・宿泊施設の動向

日本の温泉地は、環境省によると全

論 説



梅川 智也 (うめかわ ともや)

國學院大學 観光まちづくり学部 教授

旅行・観光分野のシンクタンク(公財)日本交通公社で約40年にわたって全国の観光地の活性化や観光計画の策定、観光地経営、観光まちづくりなどに取り組む。立教大学観光学部特任教授を経て2020年4月から現職。筑波大学大学院客員教授。東京女子大学非常勤講師。観光庁、文化庁、神奈川県などの委員を務める。著書に『観光地経営の視点と実践』、『観光まちづくり』、『観光計画論』など。(一社)日本観光研究学会前会長。技術士(建設部門/都市及び地方計画)。

国で2、934カ所(宿泊施設を有する)、源泉数27、970カ所に及び、そのうち38.9%は未利用となっている。温泉所在市町村は、2020年度現在、全国1、718市町村のうち1、450市町村(84.4%)、町村でみると926町村中465町村(50.2%)である。日本全国どこへ行っても温泉があるといった世界的にも異なる様相となっている。

だ、インバウンドブームに沸いた新型コロナウイルス前の2018、19年度は、わずかなではあるが増加に転じている。

(2) 宿泊人員の動向

需要側である延べ宿泊人員の推移をみると、1950年代後半の高度成長期に急速な伸びをみせ、73年度のオイルショック前に1億2千1百万人泊とピークを迎えるものの、その後は減少を続けた。80年代に入ると再び増加に転じ、バブル経済崩壊後の1996年度の1億4千3百万人泊をピークに再び減少した。近年になると東日本大震災が発生した2011年度をボトムに、外国人旅行者の増加や若年層に支えられて増加し、新型コロナウイルス前の2017、18年度には、年間1億3千万人泊となった。これは全国民が1年に1泊以上

上温泉地で宿泊していることとなり、観光需要の多くを温泉地が受け入れていることが分かる(図-1)。

3. 温泉にまつわる法制度をみる―温泉法と入湯税

(1) 温泉法の課題

昭和23年、新憲法下で温泉法が施行され、温泉行政は厚生省の所管となった。簡単にいえば、所管部署が警察から保健所になったわけである。現在は環境省の所管であるが、文化財保護法などと並んで戦後の急激な国土開発に対して貴重な国民的な資源を守る意味が込められていたものと思われる。同法の目的は、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の利用の適正化、そして公共の福祉の増進に寄与することにある。同法による温泉の「定義」は、「源泉における水温が摂氏25度以上で、かつ19種類の成分のうち、いずれか一つ以上が規定の含有量以上の

ものを含む」と比較的緩いものとなっている。そのため全国至るところに温泉が賦存するという状況を生んでいくともいえる。

いずれにしても温泉法は、掘削や成分、管理等温泉そのものに関する法律であり、温泉地全体の再生や振興に関するものとはなっていない。

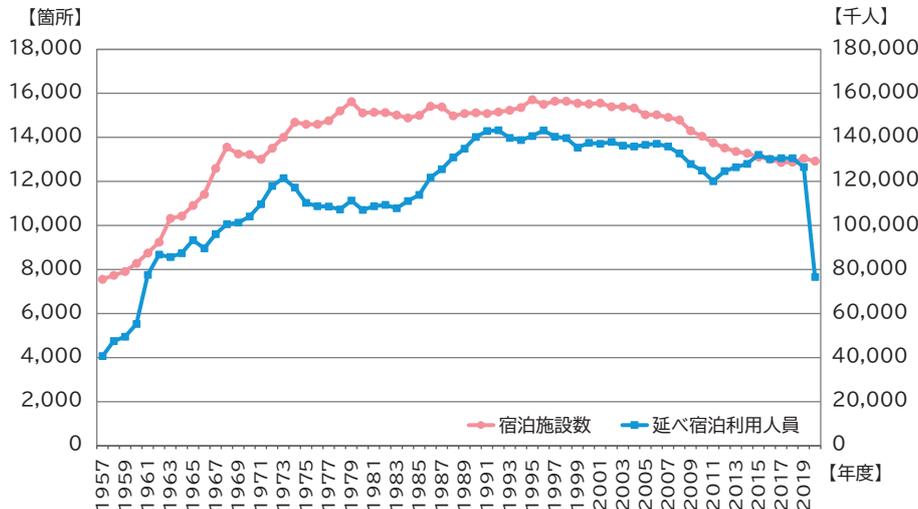


図-1 全国の温泉地の宿泊施設数、延べ宿泊利用人員の推移
出典：環境省『温泉利用状況』

論 説

(2) 入湯税の概況
 自治体と関係するものとして、市町村税であり観光振興に活用できる目的税である入湯税がある。入湯税は地方税法に位置づけられた税目で、次の4つに用途が定められている。①環境衛生、②源泉保護管理、③消防施設、④観光振興である。④の観光振興に活用できるようにしたのは1991年からで、残念ながら認知度はそれほど高くない。もともと入湯税は、1878年の雑種税に始まり、自主財源に乏しい自治体に少しでも独自財源をということから導入された経緯がある。都道府県税であった時代もあったが、1950年の地方税法改正を契機に市町村税となり、1957年に目的税となった。しかし現在では一般財源的に活用している自治体も少なくないのが現状である。全国1,718自治体のうち、入湯税を徴収しているところは、2020年度で980市町村

表-1 入湯税を徴収している全国の市町村(都道府県別) / 令和2年度

	全自治体数			入湯税を徴収				※:政令市+市				
	(特別区)	全市町村数		(特別区)	市町村数		全町村数	入湯税徴収町村				
		市※	町		村	市※		町	村	徴収税額(千円)		
北海道		35	129	15		30	90	7	144	97	67.4%	598,222
青森県		10	22	8		9	10	3	30	13	43.3%	36,384
岩手県		14	15	4		10	8	0	19	8	42.1%	78,747
宮城県		14	20	1		9	13	0	21	13	61.9%	72,915
秋田県		13	9	3		13	6	2	12	8	66.7%	94,621
山形県		13	19	3		13	18	3	22	21	95.5%	100,383
福島県		13	31	15		11	21	8	46	29	63.0%	148,146
茨城県		32	10	2		13	5	0	12	5	41.7%	61,177
栃木県		14	11	0		11	6	0	11	6	54.5%	147,126
群馬県		12	15	8		10	7	6	23	13	56.5%	280,494
埼玉県		40	22	1		9	3	0	23	3	13.0%	5,841
千葉県		37	16	1		17	6	1	17	7	41.2%	16,387
東京都	(23)	26	5	8	(16)	4	3	3	13	6	46.2%	11,409
神奈川県		19	13	1		9	5	0	14	5	35.7%	453,721
新潟県		20	6	4		17	5	2	10	7	70.0%	104,272
富山県		10	4	1		9	4	0	5	4	80.0%	19,142
石川県		11	8	0		9	4	0	8	4	50.0%	32,037
福井県		9	8	0		8	6	0	8	6	75.0%	42,445
山梨県		13	8	6		12	7	5	14	12	85.7%	168,193
長野県		19	23	35		19	18	24	58	42	72.4%	354,300
岐阜県		21	19	2		14	4	1	21	5	23.8%	21,362
静岡県		23	12	0		15	9	0	12	9	75.0%	128,380
愛知県		38	14	2		14	5	1	16	6	37.5%	23,866
三重県		14	15	0		10	5	0	15	5	33.3%	31,208
滋賀県		13	6	0		10	0	0	6	0	0.0%	0
京都府		15	10	1		7	1	0	11	1	9.1%	2,624
大阪府		33	9	1		19	3	0	10	3	30.0%	3,587
兵庫県		29	12	0		22	5	0	12	5	41.7%	32,926
奈良県		12	15	12		3	3	3	27	6	22.2%	16,603
和歌山県		9	20	1		5	14	1	21	15	71.4%	194,143
鳥取県		4	14	1		4	5	1	15	6	40.0%	42,704
島根県		8	10	1		8	6	0	11	6	54.5%	21,176
岡山県		15	10	2		11	4	1	12	5	41.7%	9,397
広島県		14	9	0		11	6	0	9	6	66.7%	13,680
山口県		13	6	0		11	2	0	6	2	33.3%	4,111
徳島県		8	15	1		5	3	0	16	3	18.8%	4,284
香川県		8	9	0		4	6	0	9	6	66.7%	44,475
愛媛県		11	9	0		8	1	0	9	1	11.1%	293
高知県		11	17	6		5	3	2	23	5	21.7%	9,734
福岡県		29	29	2		18	7	1	31	8	25.8%	33,133
佐賀県		10	10	0		9	7	0	10	7	70.0%	19,495
長崎県		13	8	0		13	5	0	8	5	62.5%	9,659
熊本県		14	23	8		11	16	7	31	23	74.2%	85,206
大分県		14	3	1		11	3	0	4	3	75.0%	21,367
宮崎県		9	14	3		6	7	0	17	7	41.2%	33,068
鹿児島県		19	20	4		12	5	0	24	5	20.8%	8,093
沖縄県		11	11	19		7	3	0	30	3	10.0%	16,550
合計	(23)	792	743	183	(16)	515	383	82	926	465	50.2%	3,657,086

出典：総務省『市町村税(団体区分別)の収入状況』、並びに『決算カード』より筆者作成

(57・0%)であり、徴収額は123億6千万円である。さらに町村でみると、926町村中465町村(50.2%)、徴収額は36億6千万円となっている。なお、新型コロナウイルスの影響を受けていない2019年度は全国で225億円、町村で約65億円である。入湯税を徴収する各市町村は入湯税条例を制定するが、その中で修学旅行は免税としたり、長期滞在者に対しては減税するなどそれぞれの地域の特性に応じた工夫を凝らしている。

(3) 入湯税を観光まちづくりに活かす
 最近、この入湯税を観光まちづくりに活用しようという動きがある。具体的には標準税率150円に100〜150円程度を上乗せし、その超過課税分を温泉地の観光協会やDMO(観光地域づくり法人)が行う観光まちづく

論 説

り事業のために補助するということも
だ。釧路市の阿寒湖温泉が2015年
4月にはじめて導入したのを契機に、
2019年4月に別府温泉（別府市）、
2020年4月に長門湯本温泉（長門
市）が相次いで導入している。町村で
も層雲峡温泉（上川町）など現在では
10市町村で超過課税を実施している。
さらに温泉入浴客だけが負担するの
ではなく、平等性の観点からすべての
宿泊客に負担してもらう宿泊税の方が
望ましいという議論もある。現在、東
京都、大阪府、京都市、金沢市など、
町村では唯一但知安町が宿泊税を導入

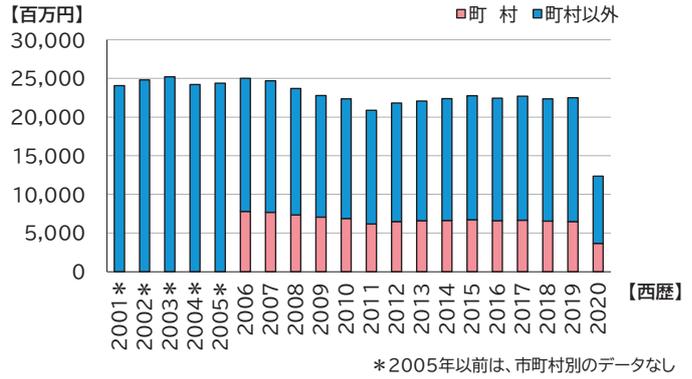


図-2 入湯税収入の推移 出典：総務省『地方税の収入状況』

滞在客の割合が増加した。
民間主体の受入体制づくりは、旅館
の若い後継者達が戻ってきた2006
年頃から活発化した。コンシエルジェ
(湯治客への相談員)設置や「アトピー
フォーラムin豊富」をはじめとした誘
客イベント、交流イベントなどの開催

しているが、導入を検討している自治
体も少なくない。なお、コロナ後を見
据えて2023年4月には長崎市が導
入の予定となっている。

**4. 全国のユニークな取り組みをみる
— まちづくりに関わる事例**

により、湯治客の居場所の拡充が図ら
れた。現在では、住民のみならず移住
した湯治客自身が経営するシェアハウ
スやカフェも開設されたり、雇用促進
のためのNPO法人が設立されたり
と湯治客の受入体制づくりが広がっ
ている。

ルの解体や新しい宿泊施設の開業など
が進んでいる。

(3) 長野県・山ノ内町「地元金融機関
によるまちづくり会社設立」
全国有数のスノーリゾート・志賀高
原を有する山ノ内町であるが、バブル
経済崩壊後のスキー需要の激減によっ
て地域は大きく疲弊していた。町内の
9つの温泉の総称である湯田中・渋湯
泉郷を再生させようと、地域の金融機
関が「コディネーター」として「個」の
支援ではなく、「面」的支援に関与し
た先駆的な取り組み事例である。まち
づくり、ひとづくり、情報発信を目的
に地域の若手を巻き込みながら201
3年からスタートし、まちづくり会社
「WAKUWAKUやまのうち」の設立や
「ART信州観光活性化ファンド」の設
立などによって遊休物件のリノベー
ションをはじめ、地域を支える経営人
材の育成や世界に向けた情報発信に取
り組んでいる。

(4) 熊本県・南小国町
「ビジョン2030の策定」
温泉まちづくりの中核を担っている
黒川温泉観光旅館協同組合が設立60周
年を迎えるにあたり、コロナ後の未来
の望ましい姿を描こうと策定されたの
が「黒川温泉2030年ビジョン」で
ある。温泉街全体を一つの大きな旅館

(1) 北海道・豊富町
「アトピー性皮膚炎などの湯治客受入
最北の温泉郷・豊富温泉は、大正15
(1926)年石油試掘中に湧出した
温泉である。わずかに油分を含んでい
ることから1990年代、乾癬やアト
ピー等の皮膚疾患改善に効果があると
認知されるようになり、町が日帰り温
泉施設や湯治客向け宿泊施設を整備し
たこともあり、全国から多くの湯治客
が訪れるようになった。2017年には
温泉利用型健康増進施設(連携型)に
認定され、道外からの湯治客や長期
滞在客の割合が増加した。

(2) 群馬県・水上町
「リノベーションまちづくり」
草津温泉や伊香保温泉など温泉県・
群馬を代表する温泉地として活況を呈
していた水上温泉であるが、バブル崩
壊後の団体から個人への急速な観光需
要の変化に対応が遅れ、ホテル・旅館
の廃業が相次いだ。転機は1995年、
白馬在住のニュージランド人M氏の
来訪であった。彼は利根川上流での
キャンピングを主体としたアウトド
ア事業を展開し、現在では水上温泉を
アドベンチャーツーリズムの拠点とし
た。地域の自然や観光に対する高い志
は、水上温泉再生のコンセプトメイ
カーともなっている。

一方、2017年から水上温泉リノ
ベーションまちづくり事業が始まっ
た。官民が連携して地域の民間企業や
若手の仲間らによってまちなかにある
空き店舗を活用してまちづくりに掛け
ていく事業である。すでに6軒の遊休
不動産が再生され、廃墟となったホテ

論 説



群馬県草津町：「湯畑」に次ぐ第2のシンボル「裏草津」の漫画堂とカフェ

進められている。

5. 今後の方向性をみる「温泉をまちづくりに活かすために」

(1) ニーズの変化と新たなライフスタイルへの対応と若者への期待

と見立てた「黒川温泉一旅館」を地域理念とし、個々の旅館が競い合いながら、温泉地全体で繁栄していこうとの志である。「世界を癒す〜日本里山の豊かさが循環する温泉地へ」をモットーに、旅館の食品残渣の堆肥化から、野菜栽培、旅館の料理へと循環する「一帯地域コンポストプロジェクト」や、あか牛料理一食に対して50円が寄付される「あか牛ファンド」の創設、次世代リーダー育成の「黒川塾」など持続可能な温泉地に向けた取り組みが

かつて日本で温泉といえば「ひなびた」「古くさい」「年寄りばかり」といったマイナスのイメージで語られることが多かった。昭和という時代が終わって30年以上が経過し「昭和レトロ」ともいわれるなかで、まだその面影を残す温泉地に対して少しずつ

見方、考え方が変化しているのではなからうか。

近年の温泉地は20代から30代、いわゆるミレニアル世代やZ世代といわれる年代の利用者が予想以上に多くなっている。彼らは昭和の町並みを古くさいとは思わず、ある種の「懐かしさ」を感じて温泉まち歩きを楽しんでいるようだ。草津町(草津温泉)では、彼らを意識し、温泉街のメインシンボル「湯畑」とは別に、新たなシンボルとなる「裏草津」を整備した。草津に

訪れ、利用の集中が発生することから、その分散効果も狙っているものと推察される。そこには数万冊のマンガを集めた「漫画堂」や洒落た「カフェ」、のんびりとくつろげるソファのあるウッドデッキや小綺麗な公園などがふるさと納税の資金を活用して整備されている。

彼らミレニアル・Z世代がこれからの新たな「湯治文化」を生み出すのではないが、つまり温泉に行ったら一泊二食の旅館に泊まるのがスタンダードだと理解している我々の世代とは異なり、数日程度滞在可能な簡素なゲストハウスや空き家をリニューアルした現代長屋などに滞在し、テレワークやワーケーション、プレジャーなど新しいライフスタイルを実践する可能性を秘めている。

(2) インバウンドへの戦略的対応

「Onsen」理解の推進と世界への情報発信

2022年10月11日以降、コロナの水際対策が緩和されて以降、急激にインバウンドが戻りつつある。日本政策投資銀行と日本交通公社の共同研究によると、コロナが明けたらどこに行きたいか、という質問に対し、31の対象国・地域の中で「日本」と回答した割合が第1位となっている。特にアジア

でその傾向が強く、欧米豪ではオーストラリアが第1位、アメリカ、イギリスで第2位、フランスで5位といずれも訪日意向は高くなっている。

外国人の温泉に対するニーズは、国によって異なる。我々日本人が全裸かつ男女混浴のドイツのサウナに抵抗があるのと同様、欧米人にはハードルが高いかもしれない。中国人も大勢で入浴する機会が少ないことから意外に日本の温泉は苦手という方も多いといわれている。とはいえ、一度、体験すると全く意識や考え方が変わってしまうのが日本の温泉である。日本文化として一度は温泉・温泉文化「Onsen」を体験してもらい、その良さを分かってもらうための様々な工夫をしていくことが期待される。

2020年、「フィンランド式サウナの伝統」がユネスコの無形文化遺産に登録された。続く2021年には「欧州の大温泉保養都市群」が世界遺産に登録された。7カ国、11カ所の温泉都市からなる国境を越えた世界遺産である。

日本の温泉・温泉文化「Onsen」を世界遺産に、という取り組みもすでに進められているが、世界遺産となるためには「顕著な普遍的価値」を明らかにしなければならぬ。台湾や韓国

論 説

といった他国との連携や無形文化遺産への登録などを含めて、中長期的視点で検討していく必要がある。いずれにしても世界への情報発信が急務である。

(3) エネルギーとしての活用と環境への配慮(サステナブルツーリズム)

温泉熱の活用について、特に地熱発電は賛否が分かれる。源泉が枯渇する懸念もあり、地域の特性に応じた慎重な対応が求められる。一方で温泉が熱エネルギーを蓄えていることは明らかで、これを熱交換によって水をお湯にすることは極めて有意義である。草津町(草津温泉)には温泉課があり、真水を高温の温泉との熱交換によってお湯にし、各戸に配湯するとともに、融雪、ロードヒーティングにも活用している。それによって旅館や家庭ではボイラーでお湯を沸かす必要がなくなり、二酸化炭素の排出を抑えることに繋がっている。温泉地が排出する温室効果ガスは、世界的にみればわずかもしれないが、地域としてのイメージアップ戦略としても取り組む意義がある。

一方、環境への配慮も重要である。温泉地で分かり易く見える化できる施策としては脱プラスチック、アメニティとフードロスの削減ではなからう

か。地域住民だけでなく、来訪客が大量に消費するプラスチックを削減し、アメニティ類の持参を促し、極力フードロスを減らす努力が求められる。さらにルールを守れない旅行者は歓迎できないというリスポンシブルツーリスト(責任ある旅行者)の受入を表明する勇氣ある行動も必要であろう。

(4) 癒やしや健康志向への対応

「クアオルト、メディカルツーリズムの推進

日本でも古くから温泉の医療効果、



ドイツを代表する温泉地・バーデンバーデン：世界を代表する美しく快適な散策路の1つ(リヒテンターラー・アレー)

癒やし効果は認識されているところであるが、医学・医療がこれだけ発展した現代における温泉の医療効果とは何かを見極める必要がある。1つの方向性として「治療」から「予防」への転換である。病気になる前の対策として温泉療養が求められるのではないか。ドイツの温泉では医療保険が使える。つまり「病気になる前に温泉に出掛けて休養し、未然に病気になることを防ぐこと」に対して保険が適用されるのである。無論、医師の診断、処方箋が必要となることは当然であり、保険の種類によっても異なるが、一泊当たりいくらかといった保険金が支払われる。

日本でもドイツを参考に「クアオルト」という考え方が戦後導入され、様々な組織・団体がその普及に努力してきた。コロナ後の今こそ、温泉は物見遊山で行くところという意識を払拭し、温泉地を保養休養、予防医療の場とする考え方にシフトさせていくことも選択肢の一つである。

最後に、温泉をまちづくりに活かしていくための第一歩は、自らの温泉・温泉地の特徴・個性を地域が理解することである。そのためには、まずは泉質の特徴を明らかにしてどんな効用があるのかを分かり易く伝える努力をすることだ。例えば、そぞろ歩きが楽しめる温泉街を目指してエリア全体のリノベーションを進めてきた長門湯本温泉では、シンボルである「恩湯」の温泉成分を「アルカリ性単純温泉」だけでなく、「ほんのり硫黄湯」を追加表記してより分かり易く特性を伝えようとしている。

もう1点は、まちづくりのための安定的な財源の確保である。前述したように、温泉に関しては入湯税という市町村税の目的税があるが、より平等性の観点からいえば、宿泊税の導入である。世界的にみても観光振興のための安定財源は宿泊税が主流となっており、国が2019年1月から国際観光旅客税(出国税)を導入して観光振興に活用する安定財源を確保したように、自治体も温泉まちづくりの財源確保に対して真剣に取り組むことを期待したい。

おわりに

活 動



地方六団体

国と地方の協議の場に荒木会長が出席
令和5年度予算編成・地方財政対策、
新型コロナウイルス感染症対策について協議



▲挨拶する岸田内閣総理大臣

はじめに岸田内閣総理大臣が挨拶に立ち、「臨時国会で第2次補正予算が成立

荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)をはじめとする地方六団体代表は12月20日、「国と地方の協議の場」(令和4年度第3回)に出席した。
政府側は、岸田内閣総理大臣、松野内閣官房長官、松本総務大臣、井上財務副大臣、岡田内閣府特命担当大臣(地方創生)兼デジタル田園都市国家構想担当大臣、加藤厚生労働大臣、小倉ことも政策担当大臣、後藤新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策)が出席し、「令和5年度予算編成及び地方財政対策について」、「新型コロナウイルス感染症対策について」の2議題について協議した。

した。今年度の交付税を約5,000億円追加配分するなど、地方の皆さまが独自の地域活性化策を含め、物価高を克服し、経済再生実現のための取組を実施していただける措置を講じている。今後、国民の皆さまにできる限り早く、そして広くご利用いただけるよう、補正予算の迅速かつ適切な事業執行をお願いする。
臨時国会では、旧統一教会の被害者救済についての法律も成立した。被害者が、制度を利用しやすい環境を早急に整備することに全力を傾け

る。地方の相談窓口においても、被害者に寄り添った対応をよろしくお願い申し上げます。
新型コロナウイルス対応については、ワクチン接種の推進、医療体制の拡充にご尽力いただき感謝申し上げます。これから年末年始の感染が拡大しやすい時期を迎えることから、救急搬送や外来等の医療体制の確保、換気の呼びかけなどに一層のご協力を願います。
デジタル田園都市国家構想については、今週23日、来年度を初年度とする新しい総合戦略を決定する。全ての都道府県でデジタル実装の姿が実感できるよう、政府一丸となって後押しするので、知事や市町村長のリーダーシップを発揮していただきたい。
デジタル社会の基盤インフラとなるマイナンバーカードについては、申請数が約8,000万に達したが、概ね全ての国民への普及には道半ばである。マイナポイントの期限を延長するなど、政府を挙げて普及に取り組むので引き続き申請の促進をお願いする。
地方分権改革については、本日、地方からの提案等に関する対応方針を決定した。今後、国・地方を通じて効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイド

活 動



▲荒木会長(手前)を始め、協議に出席する地方六団体代表

を作成するなど改革を着実に推進していく。
議長会の皆さまからご提案いただいた
ってきた、議員の請負禁止の緩和等
については、先般、改正地方自治法
が成立した。さらに、地方議会の位
置付け等の明確化については、今後、

地方制度調査会の答申がとりま
れば所要の対応を行う。

本日は、令和5年度の予算編成及
び地方財政対策を中心に議論いた
だく。忌憚のないご意見をいただく
ようよろしくお願い申し上げます」と
述べた。

その後、平井全国知事会長(鳥取
県知事)が地方六団体を代表して挨拶
に立ち、第2次補正予算において、
地方交付税5,000億円が追加配
分されたことやデジタル田園都市国
家構想交付金800億円が計上され
たことに対する謝辞を述べ、「力強
い応援をいただきながら、国・地方
が一体となり寄り添って対策をとっ
ていきたい」と述べた。

新型コロナウイルス対応については、一
現 在のような局面にあるのかを分析
し、今の変異株に相応しい対策に変
えていく必要がある」として、国民
に対する感染対策の呼びかけにおい
て考慮するよう求めた。

最後に、デジタル田園都市国家構
想を弾力的・戦略的に進めること並
びに地方交付税等一般財源総額の確
保を求め、発言を締め括った。

協議の場において、荒木会長は、
①地方交付税等一般財源総額の確
保、新型コロナウイルス対策やデジタル化・

脱炭素化・地方創生の推進等に対す
る十分な財政措置や、臨時財政対策
債の発行額抑制、②中小企業や観光・
飲食業、農林漁業者が事業を継続で
きるよう、総合経済対策の着実な実
施および来年度予算における万全の
対策、③新型コロナウイルス対策について、
今後のワクチン接種のあり方を検討
する際には、町村現場に大きな負担
や混乱を生じさせずに円滑に進めら
れるよう、接種の見直し等を早急に
示すとともに、引き続き、全額国費
による財政措置を講じること
―等を要請した。

他の地方六団体代表からは、この
ほか、地方創生臨時交付金の必要額
の確保、企業の地方移転の促進、
DX推進のための地方におけるデジ
タル人材確保、GX推進のための地
方資源を活用した再エネ導入支援、
賃金の地域間格差の是正等について
求める発言があった。

これらを受けて、各大臣から以下
の通り発言があった。

○松本総務大臣

・地方財政については、令和5年度
は令和4年度を上回る一般財源総
額をしっかりと確保したい。その
なかでも、地方交付税総額を適
切に確保し、臨時財政対策債の

発行を抑制できるように努めて
いきたい。

・新型コロナウイルス対策については、ワク
チン接種を加速するため、さらな
る接種体制の充実や、年末年始に
向けて住民の皆さまに対する広報
の強化をお願いする。

○岡田内閣府特命担当大臣(地方創
生)兼デジタル田園都市国家構想
担当大臣

・23日にデジタル田園都市国家構想
総合戦略の閣議決定を予定してい
る。これまでの地方創生の取組を
着実に推進するとともに、デジタ
ルの力を活用して地域の課題解決
や魅力向上の取組の加速化・深化
を図っていく。

・デジタル田園都市国家構想交付金
については、今後も必要な予算の
確保にしっかりと取り組む。

・地方創生臨時交付金については、
第2次補正予算においてウイズコ
ロナ下での感染症対応を強化する
ため7,500億円を計上した。
これが地域の実情に応じた支援と
して速やかに現場に行き渡るよう
に国としても後押しをしていく。

○後藤新型コロナウイルス対策・健康危機管
理担当大臣兼内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

活 動



▲奥から、小倉子ども政策担当大臣、加藤厚生労働大臣、松本総務大臣、岸田内閣総理大臣、松野内閣官房長官、岡田デジタル田園都市国家構想担当大臣、後藤新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

・総合経済対策を迅速かつ適切に実行し、物価高を克服するとともに日本経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていきたい。

・次の感染症危機に備え、政府の司令塔機能の強化等を図るための法律案を次期通常国会に提出することを目指している。国・地方を通じて迅速かつ効果的に感染症危機に対応できる体制を整えたい。

○加藤厚生労働大臣

・新型コロナウイルスの分類見直しについては、専門家会議において、重篤性や感染性、変異株をどう考えるか、医療提供体制等についての基本的な考え方を議論している。これを通じて国民の皆さまに理解をしていただく基盤をまず整えていきたい。

・オミクロン株対応ワクチン2回目いわゆる6回目の接種については、関係する審議会において議論いただく予定。接種を進めることになれば、自治体の準備期間もしっかり念頭に置きながら議論を進める。議論の状況は、自治体向けの説明会や事務連絡などを通じて適宜ご連絡させていただき、連携していきたい。

○小倉子ども政策担当大臣

・出産・子育て応援交付金については、円滑な事業開始に向けて地方自治体と緊密に連携して取り組むと同時に、継続的な実施に向けて、安定的な財源確保に努める。

・その後の意見交換において、荒木会長は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を着実に実施していくために、「町村が進める地方創生の取組に対する継続的な支援に加え、デジタル社会のさらなる推進に向けた情報通信基盤の整備促進を含め、財政支援や人的・技術的支援について、十分配慮していただくようお願いする」と述べた。

・また、デジタル田園都市国家構想交付金については、町村の意見を十分に踏まえ、自主的・先進的な取組を積極的に支援するよう、地域の実情に配慮した使い勝手の良いものにするよう求めた。

・これに対して、松本総務大臣は、情報通信基盤の整備促進について、「採算性が厳しい地域では光ファイバーや5Gの整備に対して補助金による支援を行っている。また、自治体や通信事業者等で構成される地域協議会を開催し、個々の地域の実情を踏まえた整備を進めていきたい」と述べた。

と述べた。

・岡田デジタル田園都市国家構想担当大臣は、デジタル田園都市国家構想交付金について、「申請要件緩和等のご意見をいただいた。今後とも、地域のニーズを踏まえながら地方公共団体の意欲的な取組の後押しをさせていただく。また、各自自治体が目指す地域ビジョンの実現の後押しをする観点から、脱炭素やエネルギー地産地消のための取組、また、農業振興、地域交通等も含め、政策分野を横断的に支援していきたい」と発言した。

・最後に、松野官房長官が「ワクチン接種については、希望する全ての対象者が年末までに接種を完了できるよう情報発信等に取り組んできたところだが、年明けも引き続き、政府として情報発信など接種促進に努めていく。このほか、皆さまからいただいたご意見を真摯に受け止め、着実に取り組んでいく。今後とも、地方に関わる重要政策課題について、皆さまとしっかりと連携をして対応していきたい」と述べ、協議を締め括った。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp>) をご覧下さい。

地方六団体

第33次地方制度調査会 第3回総会に荒木会長が出席

第33次地方制度調査会(会長 市川晃住友林業株式会社代表取締役会長)の第3回総会が12月21日、全国都市会館で開催され、本会からは荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)が出席した。本総会では、「地方議会のあり方について」協議を行った後、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申案」について了承した。

はじめに松本総務大臣が挨拶に立ち、「本日、ご議論いただく地方議会について、人口減少や高齢化が進行し、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化するなか、住民の多様な声を聴き、広い見地から地域社会のあり方を議論し、納得感のある合意形成を行う議会の役割はますます重要なものとなっている。

他方で近年、地方議員の成り手不足が喫緊の課題となるなか、本調査会においてもこの問題に対し熱心にご議論いただいていると承知している。

臨時国会では、議員立法により、地方議員の請負禁止の緩和を含む地方自治法の改正が行われたが、議員の成り手不足の解消にかかる一助となることが期待されている。この調査会においても、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現に向け、各議会が取り組んでいることと

併せて、例えば議会の位置づけ、議員の職務等について地方自治法で明確化すること、立候補環境の整備について各企業の自主的な取組要請を検討すること、意見書や請願書の提出等をオンラインで可能とすること等をご提示いただいていると承知している。これについては三議長会の皆さまからかなりご要望いただき、



▶ 挨拶する松本総務大臣



活 動

昨日の国と地方の協議の場等で私が承っているところである。

いずれも重要かつ喫緊の課題と認識しており、総務省としても本日答申がとりまとめられれば、答申の趣旨の実現に向けて、取り組んでまいりたい」と述べた。

その後、専門小委員会における審議状況報告を山本隆司専門小委員会委員長(東京大学教授)、資料説明を田中聖也総務省自治行政局行政課長が行った。

続いて、意見交換において荒木会長は、「住民に開かれた議会の実現は重要であるが、議員の成り手が不足し、深刻化していることを強く懸念している」としたうえで、すべての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することが打ち出されているので、今後、制度改正を早期に進めるよう求める発言があった。併せて、地域の実情等により多様な人材の参画が困難な自治体に対しては、国・都道府県等による支援を講じることも求めた。

そして、『「行政」と「議会」は車の両輪として、それぞれの立場から議論を尽くすことが重要である。将来に向かって希望のあるまちづくりを進めていくために、幅広い住民の意見を反映できるよう、お互いに連

▼ 発言する荒木会長



携して取り組んでいきたい」と述べ、発言を締め括った。

その後、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申案」を全会一致で了承し、答申としてとりまとめることとして総会を終了した。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp>) をご覧ください。

● 休刊のお知らせ ●

1月16日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3226号は1月23日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

都道府県別市町村数

(令和5年1月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	129	15	144	35	179	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	8	0	8	11	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	15	4	19	14	33	福井県	8	0	8	9	17	山口県	6	0	6	13	19
宮城県	20	1	21	14	35	長野県	23	35	58	19	77	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	12	0	12	23	35	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	14	2	16	38	54	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	29	2	31	29	60
栃木県	11	0	11	14	25	滋賀県	6	0	6	13	19	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	15	8	23	12	35	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	8	0	8	13	21
埼玉県	22	1	23	40	63	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	23	8	31	14	45
千葉県	16	1	17	37	54	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	14	3	17	9	26
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	20	4	24	19	43
山梨県	8	6	14	13	27	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	6	4	10	20	30	島根県	10	1	11	8	19	合 計	743	183	926	792	1,718



全国町村会

デジタル創発塾修了式を開催

1期生30名の町村職員が修了

全国町村会(会長・荒木泰臣熊本県嘉島町長)は、12月7日、全国町村会館で令和4年度「デジタル創発塾」の修了式を行った。「デジタル創発塾」は、自治体DXへの取組や、デジタル技術を活用した地域の課題解決等の施策に、積極的に対応できる担当者の養成を目指して令和4年7月に開講したもので、1期目となる今回は30名の町村職員が受講した。オンライン開催を含めて全4回にわたり講義・演習や研究発表等すべてのカリキュラムを終え、修了式を迎えた。

デジタル創発塾とは

デジタル創発塾の講師は、月尾嘉男氏(東京大学名誉教授)、稲継裕昭氏(早稲田大学政治経済学術院教授)、高村茂氏(北海道科学大学教授)、高橋邦夫氏(合同会社KUCOンサルディング代表社員)、浦田真由氏(名古屋大学准教授)らが務めた。この塾では、自治体における情報政策やデジタル時代の自治体職員の在り方、情報セキュリティ等についての講義が行われた。また、受講生を班ごとに分けた課題演習の時間を充実させるなど、町村職員同士が情報交換や交流を深めながら実践的に学ぶことを目的としたカリキュラム

で構成された。さらに受講生は、各町村における課題に対応するため実現可能性のあるデジタル技術を活用した施策を企画。講座の最終回で発表し、講師からの講評を受けた。

修了式について

はじめに全国町村会の横田事務総長から受講生の代表者に修了証が授与された。

続いて横田事務総長が挨拶に立ち、「町村が自治体DXへの取組や、デジタル技術を活用した地域の課題解決等の施策に、積極的に対応していくためには、外部の専門人材の活用だけでなく、町村の将来を担う職員のデジタル人材の育成が重要で

あり、急務だ」としたうえで、受講生が企画した施策の実現に期待を示すとともに、「塾生同士が今後も気軽に相談し合えるような関係を続けていただきたい」と述べた。

その後、稲継氏が挨拶に立ち、デジタル創発塾の発足経緯について、「全国町村会に設置された『町村からの地域情報化研究会』が今年5月に提言した『町村からのDX推進十箇条』には『ひとを育てる』という項目がある。実際に町村でDXを担う人材をどう育成するかという課題に対応するため、デジタル創発塾が設けられた」と振り返った。

続けて、受講生の課題発表資料の内容に触れ、いずれの提案も非常に



▲横田事務総長から受講生代表への修了証授与

活 動

▶ 来賓・講師(手前から稲継氏、高村氏、
武居前事務総長、高橋氏)



重要であるとしたうえで、「問題はこれからで、自治体でそれを実行するのは皆さまで自身だ。先日、私が耳にした言葉で印象的だったのが『自治体DXという言葉はない。各市町村のDXがあるだけで、自治体『共通』のDXはない』というものだ。これは、それぞれの町村におけるDXを作っていくことが非常に重要だということだと思う。ぜひ皆さまでそれぞれの町村のDXを進めていただきたい」と激励し、修了式は閉会した。



写真1 羽田イノベーションシティ外観(一部建設中)



写真2 大田区から施設の概要や狙いについて説明

修了式翌日、受講生のうち希望者が東京都大田区にある「羽田イノベーションシティ」(写真1)の視察を行った。同施設は、大田区が「新産業創造・発信拠点」の形成に向けて公民連携によりまちづくりを進めるために整備しているもので、2020年7月に「まち開き」と称して先行開業(2023年全面開業予定)した。このまちは国土交通省「スマートシティモデルプロジェクト」の先行モデルプロジェクトに選定されている。

視 察 ～羽田イノベーションシティで最先端技術に触れる～

視察では、大田区から同施設のコンセプトや概要について説明を受けた(写真2)。そのほか、民間企業からICT/IoT技術を活用して地域課題の解決等を目指す取組について説明を受けた(写真3)。あわせて、重工業メーカーが運営するロボットレストラン(ロボットの実証実験スペース)の視察や遠隔操作ができるアバターロボットの操作体験等を行った(写真4、5)。同施設内には多様な主体が交流できる共創空間(PIO PARK)があり、コワーキングスペースとしての利用のほか、自治体の交流会や会議等にも活用されている。



写真3 ICT/IoT技術活用事例を見学



写真4 ロボット実証実験スペース



写真5 アバターロボット遠隔操作体験

「保育園留学の舞台となる認定こども園」は「はぜる」

現地レポート 町村独自のまちづくり



「保育園留学」を通じた地域活性化!
超長期的な関係人口創出の取組

北海道 厚沢部町

1. 厚沢部町の概要

北海道厚沢部町は、渡島半島の日本海側、檜山管内に位置し、三方を森林に囲まれ、清流厚沢部川をはじめとする河川流域には、水田や丘陵地帯に畑地が拓けた農林業を基幹産業とする町です。また、「メークイン発祥の地」として古くから農業の営みが続けられてきており、安全で安心な農産物づくりに取り組んでいます。

厚沢部町では、平成21年に「過疎」を受け入れたうえで、魅力あるまちづくりを目指す「素敵な過疎のまちづくり」基本条例を制定し、誰もが厚沢部町に「住んで良かった」「住んでみたい」「いつまでも住み続けたい」と思える、安全で安心して暮らせる、個性豊かで活力に満ちたまちづくりに取り組んでいます。

2. 保育園留学誕生まで

厚沢部町では、全道のなかでも早い段階から、町が100%出資する「素敵な過疎づくり株式会社」を設立し「移住体験住宅」を活用した移住施策等を



▲「はぜる」周辺。広大な敷地で大自然を感じながら思い切り遊ぶことができる



フォーラム



▲幅広いニーズに対応可能な2～3LDKの移住体験住宅

行い、人口増加に向けて外部からの人を受け入れる取組を進めてきました。

また、子育て支援にも力を注ぎ、山々に囲まれた町の特徴を活かし、大自然のなかで子どもがのびのびと生活できる認定こども園「はぜる」を平成31年に設立しました。「はぜる」は移住者や地域住民が集い多世代交流できる子育て支援拠点施設としてつくられており、町外の人でも短期間子どもを預けることが可能な「一時預かり」制度を設けていました。

しかしながら、移住体験住宅を利用される方は高齢の方が多く、また、移住につながることもこれまではありませんでした。若い世代に利用していたとき、移住施策につなげていくことが課題でもありました。



▲町政策推進課政策推進係長・木口（左）と株式会社キッチハイク代表取締役CEO・山本氏（右）

3. 保育園留学誕生

そうしたなか、現在保育園留学を官民連携で進める株式会社キッチハイクとイベントを実施したことをきっかけに、令和3年6月に会社の代表である山本氏から「はぜる」の写真を見て、「1歳の娘をはぜるに通わせることができませんか」と問い合わせのメールが届きました。山本氏は横浜市在住ということもあり、正式な入園は広域入所の手続きなど事務的に大変なこともあるため、町から一時預かり制度の利用を提案しました。入居する住宅も移住体験住宅が空いていたことからそちらに決定しました。移住体験住宅にはミニも整備されており、ネット環境があればテレワークが可能とのこと



▲テレワーク可能な移住交流センター

だったので仕事ができる環境も整えることができました。山本氏は厚沢部町に来るや自ら「保育園留学しています！」と自身のSNSで厚沢部町での滞りの様子をアップしてくれました。そうしたところ、「楽しそう！」「こんな制度があるのですか」「新しいワークショップの形ですね」といった反響が多数届きました。山本氏が滞りの間、役場の担当者や保育園留学やまちづくりについて話す機会が多く、滞在最終日には、山本氏から保育園留学を事業化する企画書をいただきました。企画書の中身は、今まさに山本氏が体験している「はぜる」での一時預かり制度の活用と移住体験住宅の利用（1週間～3週間）に加え、厚沢部町での生活体験（農作物の収穫体験など）をパッケージ化し「保育園留学」とすること



▲地元の木材をふんだんに使用し木のぬくもりを感じられる園舎



▲3歳未満児用の園庭（子どもの年齢に合わせた環境設定）



▲3歳以上児用の園庭(自然のなかのびのびと遊ぶことができる環境)



▲アスパラガスの収穫体験の様子

5. 令和4年度の保育園留学

令和3年の事業開始直後より多くの問い合わせやメディアによる取材等もあったことから、令和4年度の申し込みを開始したところ1ヶ月の間に100件を超える申込みがありました。その後問い合わせと申込みの件数は増え続け、結果的に令和4年度の利用見込み件数は140件、問い合わせ件数は1,200件以上で、キャンセル待ちも100件を超えるほどになりました。

既に100家族が保育園留学を体験していますが、特徴的なのはリピート希望率の高さです。実に、90%以上の方がリピートを希望している状況です。4月に利用し、既に2回目の保育園留学を体験しているご家族もいます。この満足度の高さは何かというところ、「はせる」による子育て環境の充実と情熱的な先生たちの存在がとても大きいと感じています。保育園留学に来られる前は、建物や園庭などハード面に惹かれて来られる方が多くいらっしゃいます。しかし、実際に来られてみると先生たちの子どもたちへ向き合う姿勢や、子どもだけではなく保護者も一緒に受け入れる姿勢に心打たれる保護者が非常に多いのではないかと思います。実際に利用された多くの保護者からは、「ハード面の素晴らしさはもち

ろんのこと、ソフト面が素晴らしい」という声を多数聞くと同時に、子どものために保育園留学をしたはずが、先生たちの子どもにも向き合う姿勢から、「親としての子どもへの向き合い方を考えることができた」という声も聞かれています。また、キッズリー(保育アプリ)によりその日の子どもたちの様子を写真で見ることができ、子どもの楽しそうな様子が伝わり安心して子どもを預けられている充実感も相まって仕事の生産性が上がったという声も聞かれています。

6. 子どもたちへの影響

保育園留学の子どもたちへの影響を考えたとき、都会等から来られる子どもだけにフォーカスが当たり、広々とした園庭で走り回れることや、自然に触れ心豊かな体験ができることが良い経験と考えられます。しかし、いざ保育園留学を始めてみると在園児にとっても、刺激的な経験になっていることがわかりました。例えば、東京から来ること、飛行機で北海道に来ること、数十階のマンションに住んでいること等、今の自分たちとは全く違う環境の子どもと触れ合うことで、子どもたちの興味や好奇心が増しコミュニケーション能力の向上にもつながっています。また、保育園留学児が帰るとき

で、わかりやすく、またインパクトを持った事業とすることができるとはという内容でした。山本氏の体験が「保育園留学第0号」として、保育園留学誕生の瞬間でもありました。

その後、事業化に向けて株式会社キッチハイクとの協議に加え、庁内での調整や「はせる」の先生たちとの打ち合わせ、また、移住体験住宅の指定管理を行う素敵な過疎づくり株式会社との打ち合わせを重ねました。令和3年10月に保育園留学の取組を全国にPRすることを目的にクラウドファンディングを実施し、目標額30万円に対して支援者数105人から155万円の支援をいただくことができました(達成率517%)。

4. 官民連携協定書を締結

令和4年4月からは、厚沢部町と株式会社キッチハイクによる『次の100年を創造する地域の家族とつながりをつくる「保育園留学」事業』を推進するために官民連携による協定書を締結し、内閣府による地方創生推進交付金を活用し事業を正式にスタートさせました。

フォーラム



▲旅先納税



▲キッズドクター

涙のお別れと、次の週にはまた新たな出会いの喜びを幼少期から体験することとは、心の成長にもつながっています。

7. 新たに始まった取組

① 旅先納税

保育園留学を進めるなかで事業の継続性をどのように持ち続けるかということとは重要な課題になってきます。ふるさと納税を活用することは課題解決の1つの方法ではありますが、厚沢部町では、旅先で寄附を行うふるさと納税を株式会社キフティと連携し導入しました。これは旅先でスマートフォンによりふるさと納税することで、その場でスマートフォンに旅先の加盟店で 사용할ことができる電子クーポンが

付与されるものです。寄附額は町の収入となる一方で、返礼品についても地元で使える電子クーポンのため、地元にお金が残る仕組みになります。そうすることで、事業の継続性が生まれると共に、町全体で経済の循環が生まれ、より保育園留学の推進につながることにあります。

② キッズドクター

保育園留学など慣れない土地に来ると、どうしても体調を悪くしてしまうお子さんもいます。そんなときに慣れない土地で慣れない病院へ行くのも大変です。しかも大きな病院へ行くとなると車で時間をかけて移動しなければなりません。そういった課題を解決するためにオンライン診療(キッズドクター)を導入しました。スマートフォン

のアプリで利用することが可能であり、無料のチャット相談とオンライン診療があります。オンライン診療はビデオ通話で診療し処方箋が地元の薬局に出ることになります。キッズドクターは夜間及び休日等の利用に限られますが、夜間受診することで、翌日に地元の薬局へ薬を受け取りに行くことができます。また、このキッズドクターは保育園留学の子ども限定のサービスではなく、厚沢部町内の子どもも利用することができることから、過疎地における医療課題の解決の1つになるものと考えています。

8. 課題とこれからの保育園留学

課題としては、受け入れ住宅の不足です。現在、町所有の移住体験住宅3棟4戸と民間住宅2棟2戸により最大6家族の受け入れが可能となっております。しかし、未だキャンセル待ちが100件ほどある状況を考えれば、受け入れ住宅の拡充は必要不可欠となります。新築による移住体験住宅を増やすことも可能かもしれませんが、それでは町の本質的な課題解決にはつながらないと思っています。過疎地における空き家問題は深刻であり、今後は空き家をいかに有効活用できるかが重要となってきます。保育園留学の需要と

空き家の居住としてのマッチングが図れることで、この保育園留学が過疎地における課題解決に向かうロールモデルになるものと考えています。

それでも移住というのは簡単ではありません。たしかに保育園留学から移住してくださる家族がいることは町にとって大きなことですが、必ずしも「移住」がすべての解ではないとも思っています。保育園留学により年間を通して利用家族がいることは、すなわち厚沢部町で人は変われど確実に生活している子育て家族がいることになりました。住民票はなくても、そこで生活することは町の活性化につながります。そうした家族が1組、2組と増えていくことで、直接的な移住者ではなくても、もはや移住と同じ意味をなす関係人口になるのではないかと考えます。

厚沢部町役場 政策推進課政策推進係長

木口 孝志

町村

ご当地キャラじまん

Vol.111

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。

東ブロック

3月20日生まれ。南会津町と同じ誕生日。食いしん坊の妖精。年齢は...忘れたらしい。天真爛漫でおひとよし。利き酒「雪かき」が得意。趣味は食べ歩き。南会津町のうめえがな(おいしいもの)が大好き。



南会津町観光大使



んだべえ

福島県南会津町

平成25年(2013年)、南会津町のマスコットキャラクターを全国に公募し、応募作品927点のなかから選ばれたのが「んだべえ」です。同年9月には町の観光大使に任命され、以来PR活動等に従事しています。のほほんとした表情は、南会津町のあたたかい雰囲気を表現。寒さを耐え忍ぶための先人の知恵を取り入れ、笠と雪ぐつを着用し、町の特産品でもある藍染のチョッキも羽織っています。チャームポイントはウサギのようなしっぽで、さわると幸せになれるといわれているのだとか。□癖の「んだべえ!」をはじめ、いつも南会津の方言を話す「んだべえ」。恥ずかしがり屋なので、ちよつぷり声が小さいけれど、語尾に「べえ」とつける話し言葉で、大好きな南会津町のPRのためにがんばっています。

杉戸町マスコットキャラクター

すぎびよん

埼玉県杉戸町

杉戸町の観光や物産のPR活動、町内の各種イベントを支援するため、親しみやすいマスコットキャラクターの作成を目的に、「広報すぎと」や町公式ホームページ、チラシ配布等で、平成22年(2010年)にキャラクターデザイン・愛称の公募を行い、町内外からの応募作品のなかから誕生したのが「すぎびよん」です。町の木・杉と町の形・鷲をモチーフとし、きらきらした大きな目とふわふわした羽根がチャームポイントで、かわいい杉の木がびよんびよんと跳ね回っていく様子から「すぎびよん」と名付けられました。同年11月3日の杉戸町産業祭にて、お披露目され、町長から特別住民票も授与されました。それ以降、杉戸町内外の行事や観光キャンペーン等で活躍しています。



2010年11月3日生まれ。一生懸命手を振る姿がかわいいと人気。誕生日の11月にはゆるキャラ「さみり」と羽生にて、「埼玉県ゆるキャラ大賞」に正式登録された。

芝山町マスコットキャラクター

しばこくん

千葉県芝山町



11月第2日曜日(芝山はにわ祭開催日)が誕生日。すでに7歳の男子。明るく人懐っこい。好奇心いっぱい。どんな生きものとも心を通わせることができる。はにわが大好き。趣味はホッペンと飛び練習。好きな言葉は「ありがと」。

平成24年(2012年)9月、「芝山はにわ祭」の30周年を記念して、キャラクターデザインを公募しました。「道の風和里古墳」から極秘出土した人物埴輪「しばこくん」。芝山町章を逆さにしたような顔がチャームポイントです。芝山町の空を飛び交う世界中の飛行機を見て、自由に空を飛ぶことを夢見ていることから、背中に翼とロケットエンジンが付いています。うれしさと語尾に「っ」がついてしまつというかわい一面も。飛び練習をしたり、子どもたちと遊んだり、毎日のように元気に芝山町を飛びまわっている「しばこくん」。大好きな芝山町を多くの人に知ってもらいたいと、「成田伝統芸能まつり」等のイベントに参加し、芝山町のPRに励んでいます。

今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からご紹介します

情 報



(独)国立青少年教育振興機構の貧困対策 《学生サポーターの紹介》

国立青少年教育振興機構は、我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

1. 教育事業
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施

- 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発
- グローバル人材の育成を見据えた国際事業の推進
- 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
- 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発
 - ・「体験の風をおこそう」運動
 - ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動 等
- 子供の貧困対策

2. 研修支援
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

- 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
- 活動プログラムの提供

国立青少年教育施設

近畿	関東・甲信越	北海道
① 宮内青少年自然の家 ② 淡路青少年交流の家	① オリンピック記念青少年総合センター ② 秋篠青少年交流の家 ③ 高松青少年自然の家 ④ 妙高青少年自然の家	① 大宮青少年交流の家 ② 日高青少年自然の家
中国・四国	北陸・東海	東北
① 吉備青少年自然の家 ② 三瓶青少年交流の家 ③ 江田青少年交流の家 ④ 山口徳地青少年自然の家 ⑤ 大洲青少年交流の家 ⑥ 室戸青少年自然の家	① 立山青少年自然の家 ② 能登青少年交流の家 ③ 若狭青少年自然の家 ④ 中央青少年交流の家 ⑤ 飛騨青少年交流の家	① 岩手山青少年交流の家 ② 冠山青少年自然の家 ③ 磐城青少年交流の家 ④ 磐城甲子青少年自然の家
九州・沖縄		
① 夜須高原青少年自然の家 ② 藤原青少年自然の家 ③ 阿蘇青少年交流の家 ④ 大隈青少年自然の家 ⑤ 沖縄青少年交流の家		



学生サポーター制度の概要

児童養護施設や母子生活支援施設等出身の学生を「学生サポーター」として国立青少年教育施設に配置。学生サポーターは教育事業の支援等を業務として行う。機構は業務に対する報酬として毎月定額を支給。

研修支援・教育事業の支援・補助等
 報酬(月額4~10万円)
 生活支援 自立支援
 指導者養成 体験活動の推進
 社会的経験の蓄積・自己有用感の醸成
 社会性や自己肯定感の向上

- ◆ 募集対象: ① 児童養護施設又は母子生活支援施設等に在所しており、次年度高等教育機関(大学、短大、高専(第4学年又は第5学年)、専門学校)に進学を予定している高校生等
② 上記施設出身で高等教育機関に在学する学生
- ◆ 業務内容: ① 青少年を対象とした体験活動の事業に関する業務
② 施設の整備や運営に関する業務 等
- ◆ 業務時間: 年間400/600/800時間から選択
- ◆ 業務場所: 国立青少年教育施設(全国28施設)
- ◆ 報酬: 年額60~120万円 ※交通費は実費支給、施設宿泊費無料
- ◆ 2023年度学生サポーター募集期間: 2022年12月1日(木)~2023年1月31日(火)

お問い合わせ先
 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
 TEL: 03-6407-7731 FAX: 03-6407-7629
 https://www.niye.go.jp/
 https://www.niye.go.jp/「学生サポーター」担当
 総務企画部総務企画課(平日9時~17時45分)

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取組事例をはじめ、各種統計資等さまざまなデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実を図っていきたくと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

随 想

新しい創造、
始動から加速へ

みずかみ なか たけ ひろ つぐ
熊本県水上村長 中 嶽 弘 継

使ったジビエ料理やヤマメ料理、豊富な山菜類や椎茸、たけのこ等も自然を生かした自慢の産品です。

現在、農林産品の生産、加工、販売を一貫したブランドのもとに事業展開するため、「水上村産業推進機構」を立ち上げ、経済のトレンド確立を目指しています。

例えば、シカ肉を使ったソーセージやジャッキー、桜の塩漬けをあしらった「咲くらジュレ」、企業とコラボしたジビエ餃子とハンバーグ、アイスクリーム等の商品化、流通にまでこぎつけました。

さらに、今年収穫した村産米500袋(ヒノヒカリ)を、高齢者施設や幼稚園に給食サービスを行っている企業に、初めて出荷することができました。

また、県下2番目に高い市房山には、樹齢1000年といわれる幹回り6m以上もある「市房杉」が立ち並ぶ神秘的なステーションがあり、科学的なエビデンスを持つ「森林セラピー基地」に認定されています。目に映るさまざまな木や植物、聞こえてくる沢のせせらぎ、きれいな空気を胸いっぱい吸い、きれいな水で喉を潤し、五感を刺激されて、きつと

リフレッシュできるはずですよ。

平成29年にオープンしたクロスカントリー施設「水上スカイヴィレッジ」は、約1000mの準高地として、中学、高校、大学、実業団陸上部や陸上愛好者などたくさんの方に利用いただいています。スポーツ振興による「合宿の郷づくり」を目指し、市房ダム湖周辺の練習環境整備や、宿泊先である村内の民宿等にご理解とご協力をいただきながら、選手に必要な栄養価の高いジビエ料理の提供も行っています。それに関連し、陸上関係のイベントが盛り上がりを見せています。

山の中を駆け抜けるトレイルランニング「水上マウンテンパーティー」や新春を彩る「奥球磨ロードレース」、今年が第1回となる「奥球磨駅伝」などを開催し、関係人口や交流人口の創出、ひいては水上村のファンづくりという意味で活性化の糸口となっています。また、熊本保健科学大学と包括連携協定を結び、アスリート支援を通じた学生教育のほか、村民の健康寿命を延ばす取組や、地方創生の推進を相互連携しながら目指しております。

加えて、令和4年3月には、住民

の体力向上とスポーツ振興を目指して、トレーニングジム「サクラヴィレッジ」がオープンしました。歩行浴用25mプールや高・低酸素ルーム、各種トレーニング器具を完備し、専属のトレーナーのもとで、「水上スカイヴィレッジ」との連携も期待しているところです。

また、地方創生事業の一つとして、「お試しワーケーション」にも取り組んでいます。「自然豊かな水上村で暮らし、働き、遊ぶ」をコンセプトに、たくさんの方の皆さまにお越しいただき、高評価をいただいております。

今後も、本村のさらなる発展に向け、若者からお年寄りまで、あらゆる世代に向けた支援の力を入れながら、SDGsの視点も取り入れ、「自然・環境」「産業・経済」「人間・生活」の調和を保ちながら健全な発展を続けていく「サステナブルな社会」と、ICT基盤創出・移住定住の促進・関係人口の拡大・IT企業サテライトオフィス誘致等、地方創生の確立を目指してまいります。

九州中央山地・市房山の山懐に抱かれ、清流球磨川の源を有する水上村は、熊本県の南東部に位置し、東部を宮崎県椎葉村と西米良村に接した自然に恵まれた山村です。

球磨川源流の清冽な水と、肥沃な土地から生まれる、お米、イチゴ、お茶、メロン等の農産物。その農産物で作られた特産物や、おいしい水から作られる球磨焼酎。その他にもシカ肉を